

ケアホーム上田

(介護予防) 訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1. 経営主体

法人	医療法人 共和会
所在地	長野県上田市中野 29 番地 2
代表者	理事長 堀内 敦
連絡先	0268 (38) 2221

2. 事業所の概要

事業所	ケアホーム上田
所在地	長野県上田市中野 29 番地 2
介護保険指定番号	2050380019
開設年月日	令和 3 年 4 月 16 日
管理者	清水 裕太
連絡先	0268 (38) 2905
実施サービス	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
事業の実施地域	上田市 青木村

3. 事業所の目的

事業所は、要介護状態または要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とします。

4. 事業所の運営方針

- 事業所の職員は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行います。
- 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. 事業所の職員体制

職 種	人員数	業務内容
管理者	1 名	訪問リハビリテーション等の職員の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
医師	1 名以上	訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 名以上	訪問リハビリテーション等を提供する。

※ 人員数は実数に応じて変動します。

6. サービスの概要

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、利用者の日常生活がより活動・参加的なものとなるように、身体面では、関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善等、精神面では、知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行います。

7. 営業日・営業時間

営業日	毎週 月曜日から金曜日まで（お盆、年末年始等はお休みとなる場合があります）
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

8. サービス利用料

(1) 訪問リハビリテーションの介護保険サービス費（自己負担額 1 割の場合）

基本介護報酬（1 回につき 20 分以上）	308 円/回	週 6 回まで（退院（所）日から 3 月以内に、医師の指示に基づきリハビリを行う場合は週 12 回まで）
短期集中リハビリ実施加算	200 円/日	リハビリを集中的に行った場合（3 月以内、週に 2 日以上）
リハビリマネジメント加算 2	213 円/月	多職種が共同して継続的にリハビリの質を管理した場合
リハビリマネジメント加算 3	270 円/月	医師が説明し、利用者の同意を得た場合、リハマネ加算 2 と併せて算定
認知症短期集中リハビリ実施加算	240 円/日	認知症であると医師が診断した者に対して、集中的にリハビリを実施した場合（3 月以内、週に 2 日を限度）
退院時共同指導加算	600 円/回	理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合
移行支援加算	17 円/日	利用者の通所介護等への移行等を支援した場合

(2) 介護予防訪問リハビリテーションの介護保険サービス費（自己負担額 1 割の場合）

基本介護報酬（1 回につき 20 分以上）	298 円/回	週 6 回まで（退院（所）日から 3 月以内に、医師の指示に基づきリハビリを行う場合は週 12 回まで） ※ 基準（会議の開催、計画の見直し、LIFE 提出等）を満たさない場合、利用を開始した月から 12 月超で、30 円/回減算
短期集中リハビリ実施加算	200 円/日	リハビリを集中的に行った場合（3 月以内、週に 2 日以上）
退院時共同指導加算	600 円/回	理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、1Km 増す毎に 25 円増しとします。また、費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

(4) 留意事項

サービスのために利用者の居宅において使用する水道、電気、ガス、電話等の費用は利用者負担となります。

訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。

9. 支払方法

毎月 10 日以降に前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。

支払方法は、現金（窓口支払）、口座振込、口座振替があります。

10. サービス提供の記録等

- (1) 事業所は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた書面に提供したサービス内容を記録します。
- (2) 事業所は、一定期間ごとに計画等の見直しを行い、前項の書面等にその内容を記録します。
- (3) 事業所は、前項にある記録を 5 年間は適正に保存します。

11. 緊急時の対応

事業所は、サービスの提供中に容態の急変等があった場合は、主治医、事業者管理者、家族、介護支援専門員等へ連絡し、必要な処置を行います。

主治医および事業者管理者、家族、介護支援専門員等に連絡がつかない場合は、救急搬送等必要な処置を行い、連絡が可能となった時点で事後報告を行います。

12. 要望・苦情等の受付

事業所の提供するサービスに対して要望・苦情等がありましたら、事業所の相談窓口である担当者、各市町村、国保連合会の担当までお申し出ください。

なお、正面玄関前に備え付けられた要望箱も併せてご利用ください。

- ケアホーム上田 担当：清水裕太（管理者） 電話番号：0268（38）2905
- 長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話番号：026（238）1555
- 上田市 高齢者介護課介護保険係 電話番号：0268（23）6246
- その他市町村 介護保険課（各市町村に直接お尋ねください）

13. 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的を実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 事故発生の防止・事故発生時の対応

- (1) 事業所は、事故発生の防止のための委員会の開催、職員に対する定期的な研修を実施すると共に、そのための担当者を設置します。
- (2) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、身元引受人・行政機関・関係各機関に連絡し、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況・対応について記録します。
- (3) 事業所は、サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由に拠らない場合（天災地災等不可抗力による場合、利用者の側に重過失がある場合等）には、この限りではありません。
- (4) 事業所は、万が一の事故発生に備えて、全国老人保健施設協会の損害賠償責任保険に加入しています。

15. 身体拘束

- (1) 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、身体的拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
- (2) 事業所は、サービスの提供にあたり、利用者本人、他の利用者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体を拘束することはありません。
- (3) 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う際は、回避方法について十分に検討した上で、拘束を行う以外に安全確保が困難と判断されたケースについて、身体拘束廃止委員会が緊急やむを得ない場合に該当するかどうか、その必然性について十分に検討し、利用者・身元引受人へ説明し、同意した上で実施します。
- (4) 事業所が利用者に対し拘束を行った後は、その状況を記録し、委員会にて拘束回避の可能性について定期的に検討し、回避に向けた努力を行うとともに、その結果を利用者・身元引受人に説明します。

16. 虐待の防止

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、定期的な研修を実施することで、職員の利用者に対する人権意識・知識の向上に努めます。
- (3) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (4) サービス提供中に、職員等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに行政機関に通報します。
- (5) 職員が支援にあたっての悩み・苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。